

役員報酬・費用弁償・退職金規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 萌芽の森（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬・費用弁償・退職金等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

1. 常勤役員等については、報酬・退職金を支給する。
2. 常勤とは法人において勤務することが常態である者をいう。常勤役員等は理事長1名、常務理事1名とする。
3. 非常勤役員等とは常勤役員等以外の者をいう。
4. 非常勤役員等については、報酬・退職金を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表2のとおりに、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表2の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を支払うことができる。
5. 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。
6. 常勤役員等に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、死亡時、本人の収入により生計を維持していた遺族に支給する。

(常勤役員等の報酬等の額)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

1. 報酬については、別表第1に定める額
2. 通勤手当については、給与規程第24条の規定に準ずる額
3. 退職金については、別表4に定める計算式により算出される額
4. 常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(非常勤役員等の費用弁償等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

1. 費用弁償については、別表第2に定める額
2. 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。
- 3.

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表3の定めによるものとする。

ただし、職員を兼ねた常勤役員等が死亡によって退任した場合は、別表 4 を退職金として支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

1. 報酬については、毎月 10 日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与規程第 6 条に準じた日とする。
2. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

1. 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
2. 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
3. 本条第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

1. 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
2. 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、評議員会の議決を経て、別に定めることとする。

(規程の実施)

この規程は令和 4 年 6 月 21 日より施行する。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 500,000 円
常務理事	月額 200,000 円

別表 2 (非常勤役員等の費用弁償)

(1) 評議員

名 称	日 額
評議員会への出席 県内者	2,000 円
評議員会への出席 県外者	4,000 円
上記の他、費用弁償を超える場合は、旅費規程を適用	実費分

(2) 理事・監事・第三者委員・外部委員

名 称	日 額
理事会等会議への出席 県内者	2,000 円
理事会等会議への出席 県外者	4,000 円
上記の他、費用弁償を超える場合は、旅費規程を適用	実費分

別表 3 (職員給与との併給)

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役 職 名	役員報酬額
理事長	1 施設 50,000 円
常任理事	なし

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬等を下記の範囲において支給する。

役 職 名	月次報酬上限額
理事長	上限月額 150,000 円

別表 4 (常勤役員等の退職金算定式)

役職名	算定式
理事長	$500,000 \times \text{在任年数} \times \text{係数}$
常務理事	$200,000 \times \text{在任年数} \times \text{係数}$

在任年数が端数の場合、1年切り上げて算定する。(5年3か月の場合 6年として計算)

在任年数の始期は、法人開設時(平成29年5月17日)以降の就任した日とする

*係数 a1.0 b2 c3.5 とし評価については当該理事を除くもので決定するものとする。